法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-06

八重山キリシタン事件について

高良, 倉吉 / TAKARA, Kurayoshi

(出版者 / Publisher)
法政大学沖縄文化研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
沖縄文化研究
(巻 / Volume)
5
(開始ページ / Start Page)
108
(終了ページ / End Page)
135
(発行年 / Year)
1978-06-30
(URL)
https://doi.org/10.15002/00002625

Hosei University Repository

八重山キリシタン事件について

高良倉吉

はじめに

近世初頭の琉球でおこったといわれるいわゆる八重山キリシタン事件についての研究はきわめて乏しい状況にある。モノグラフとしてあげうるものは喜舎場永珣「八重山史上の切支丹禁制——火あぶりになった八重山の殉教者」(1)(一九六三)と青山玄「史実としての石垣永将とその殉教」(2)(一九七五)の二点のみである。これらの成果は一定の先駆的意義を有してはいるが、①八重山キリシタン事件をもっぱら「殉教」の観点のみから捉え同事件の歴史的意義を全体として問題にしてはおらず、また、②諸史料の解釈が厳密でなく、実証的にさまざまな問題をかかえている。とくに、喜舎場の論文は、参照すべき若干の史料があるにもかかわらず、それを用いることなくもっぱら口碑伝承の類に依拠したものであり非科学的な解説に終始してしまっている。

本稿で私は、まず八重山キリシタン事件の内容を知るためにこれまで利用されてきた史料を再度点検し、これに若干の新史料を加え、事件をめぐる事実関係の問題点について考え直してみたい。そのうえで、事件の歴史的意義に言及したいと思っている。

一　事実関係の問題点(1)

八重山キリシタン事件に関して従来用いられてきた史料は三点あり、一つは『栢姓家譜』、もう一つは『八重山島年来記』、今一つは薩摩の示達した覚の中の一条目である。まず『栢姓家譜』であるが、同家譜の三世良宗小禄親雲上の項に、

同（天啓四）年八重山島酋長頭石垣親雲上来于本国訴告為同僚宮良親雲上鬼利死旦宗旨由是奉命令致彼地方檎獲宮良譴責而見宗旨之実験故焼殺之旦査島中諸島又至宮古島改之事竣帰帆(3)……。

とある。①天啓四年(4)(一六二四)、八重山島の頭の一人石垣親雲上が上国して来り②同僚宮良親雲上がキリシタン宗旨を奉じていると訴えてきたので③王府の命により小禄親雲上良宗が八重山に派遣され宮良をとらえて譴責したところ訴え通りなので④宮良を焼殺し⑤その後八重山・宮古の風俗を改めて帰国した、というのがその内容である。この史料で注意すべき点は、㋑宮良親雲上がいかなる事情でキ

Hosei University Repository

リシタン宗を奉ずることになったかが記述されていないことであり、㊐事件の発端が石垣親雲上の告訴にあったこと、さらに、㊅小禄親雲上の派遣によって査問および処刑がおこなわれたこと、㊁告訴から処刑までの事件の顚末が天啓四年のことだとされている点、などである。この『栢姓家譜』に比較すると次に掲げる『八重山島年来記』(以下『年来記』と略称)は事件についての記述がより詳細であり、内容的にも注目すべきものを多く含んでいる。従来の研究ではその全文を全体として吟味していないので、長文にわたるが、全文を左に引用してみたい。『年来記』(5)崇禎三年(一六三〇)の条に(句読点は引用者)、

本宮良与申人、嘉平(川)之住童名ほくりもい石垣親雲上長男ニ而候。万暦年間ニ宮良之頭職頂戴、隠居(登野城村之内岸若ニ住居—喜舎場本)仕たる人ニ而御座候。生質才発、利口ニ有之、文武之道も相嗜、剰米穀太分(ニ)相貯財用令満足罷在候処、女好之甚敷人ニ而、ほんな村之住童名ミつきま大浜親雲上妻なへやま与申女致密通、又はんな村之住童名ほへりもい石垣親雲上妾川平村高屋にかい与申女致密通、男子壱人生産仕置候。其外ニ茂人々之妻子色好キ者ハ皆奪取、妾ニ召成置候。右ニ付而大口事ニ成立、数艘立6双方懸合之者共召列上国仕、逢糺明候処、本宮良事段々越度而己有之、其上、先年冨崎之沖江南蛮船漂着之時、牛数拾疋致進物、南蛮人取入数日自家ニ召置稽古物仕候段致決定候。然者、南蛮人之儀疑敷宗旨ニ而候得者、其慎も可有之処、無其儀、御法様相背候儀難遁、罪科被行死罪家財逢欠所、子孫不残波照間与那国宮古島江流罪被仰付候。其弟童名ませ宮良親雲上も懸合ニ而糺明之刻、段々偽有之ニ付渡名喜島江流罪被仰付候。又其弟宮良与人ハ(兄)本宮良ニ付随法外仕候ニ付被所死罪候。就中大城与人ハ、懸合ニ而無之又親類ニ而も無之候処、本宮良右之口事ニ付而上国可仕与川平廻船風見合候刻、本宮良旅送ニ参夜終船中ニ而相談候。折節本宮良申分ニ、長田堂村之住童名穴広前大浜親雲上儀、先年大浜親廻之時汝妹崎原つかさ蹴殺候。然者汝為ニハ敵ニ而ハ無之候哉。此節私同与心ニ而罷登、此事も致訴訟返報仕度由相催候ニ付、酒宴之中伴輒請合いまた酔醒不申内、順風相成船帆懸ケ寂早沖江乗出候故、無是非みつから罷登申たる事候得共、本宮良事才覚利口余人ニ相替達者ニ有之候得者、今度之口事ハとかく本宮良之仕勝へく与存、始終彼方江相付罷在、時宜見合大城も願可申出与存居候処、案之外本宮良負ニ成、及厳科、大城与人も糺明中本宮良江相付罷在候儀ニ付、慶良間島江流罪被仰付、崇禎十五壬午御免許ニ而、ほんな村之住ミつきま大浜親雲上乗船6乗合罷下候処、九月十九日石城崎ニ而破損、漸生揚、以後石垣与人江昇進、段々首里大屋子相勤、順治十一甲午ニ石垣之頭ニ成ル。康熙二年ニ大浜頭ニ改名仕、子孫繁栄、寿六拾余ニ而死去。今毛崙氏之先祖まかたと大志ゆうと中人ニ而御座候。

とある。右記事中にいう本宮良の父石垣親雲上について『年来記』万暦二九年(一六〇一)の条に「川平村ほくりもい石垣親雲上頭ニ成ル勤役十五年」とあり、大城与人の件についても崇禎一五年(一六四二)の条に「本名村住童名ミつきやま大浜親雲上乗船琉球帰帆之刻川平石城崎ニ九月十九日破損云々」とあり、また永暦八年(一六五四)の条に「此年はんな村まかたと大浜親雲上頭成ル勤役

Hosei University Repository

十年石垣頭後大浜頭改名」などと出ており、崇禎三年条の記事にそれぞれ符合していることがわかる。

さて、右に引用した崇禎三年条の記事は基本的に三つの部分より構成されており、一つは本宮良の人物紹介ともいうべき部分、他の一つは問題のキリシタン事件に関する部分、今一つは大城与人（マカタト大主）物語ともいうべき部分である。この中の第一の部分について注意しなければならないのは、本宮良（石垣永将）のたび重なる密通が「大口事ニ成立」、その決着をつけるため上国し王府の糺明をうけた結果、本宮良の越度と審判されたことで、[6]「其上」にキリシタンの嫌疑がかけられ処分された、となっている点である。第二のキリシタン事件に関する部分では、①南蛮船が漂着、本宮良が南蛮人に牛を贈与し彼らを自家に招いて「稽古物」をいたしたこと、②南蛮人は邪宗を信奉しているので彼らとの接触は慎むべきところだが、それを意に介せず、御法様に背くことにあいなったので、③本宮良は死罪のうえ家財没収、④その子孫は残らず波照間・与那国・宮古へ流刑となり、⑤弟宮良親雲上（童名マセ）は渡名喜へ遠島、⑥その弟宮良与人は本宮良と同罪なので死刑となったこと――などが述べられている。南蛮船の漂着は崇禎三年の時点に立って「先年」と記されているだけで何年のことかはわからない。『栢姓家譜』の記事と対照すると、㋑本宮良（宮良親雲上）がキリシタン宗を奉じたとされた事情は『年来記』によってはじめて南蛮船の漂着および南蛮人との接触によってであることがわかる。ところが、㋺『年来記』には石垣親雲上の告訴および小禄親雲上派遣のことはなく、㋩処刑も「死罪」（『年来記』）・「焼殺」（『栢姓家譜』）と両史料の表現には若干の相違のあることがわかる。

さらに注目すべきことは、『年来記』の第三の部分に明らかなように、本宮良がキリシタン嫌疑で王府の審判をうけるべく上国したことで、『栢姓家譜』にいう小禄親雲上の査問と現地での焼殺ということとの間に著しい相違を見せている点である。ただ、『年来記』は事件がどのように摘発され、いかなる状況下で上国せしめられたか、また、審理の経過と処断の結末が第二の部分にいう本宮良とその一族に対する処刑とどう関連しているかが判然としない。

そこで、八重山キリシタン事件に関する三つ目の史料が問題となる。『薩藩旧記雑録』[7]後編巻87に寛永一一年（一六三四）一〇月一九日付の金武王子・三司官あての薩摩の覚があり、その一条に「八重間島のミやらと申者南蛮宗ニ成候故当時流罪之由候早々火あふりに可被仰付事」[8]が入っている。この史料中にいう「ミやら」を本宮良（『栢姓家譜』にいう宮良親雲上）とみなすと、一六三四年時点で本宮良は流罪に処せられているのであって、まだ死罪とはなっていない。そのことから、『年来記』の第三の部分に示されているところの上国して審理をうけた結果は流罪だったのではないかとの想定を立てることができる（『年来記』の表現では「厳科」に処せられている）。そして、この薩摩の示達によってはじめて流刑から火刑へと転換せしめられたのではないか。ところが、それでも問題はまだ多く残る。たとえば、

①南蛮船の漂着年はいつで何国の船か。

②『栢姓家譜』にいう石垣親雲上の告訴および小禄親雲上の派遣は事実か。

Hosei University Repository

③『栢姓家譜』にいう事件の顚末が一六二四年でないとしても、その一六二四年という年には何らかの根拠があるのか。
④事件はどのように摘発され処置されたのか。
⑤本宮良が王府の判決で流罪となったとした場合、その配流地はどこか。
⑥『年来記』の事件記事はなぜ一六三〇年の条に記述されているのか。
⑦薩摩はなぜ火刑を命じてきたのか。

などが皆目わからないのである。

二　事実関係の問題点（2）

青山玄は「史実としての石垣永将とその殉教」の中で、ドミニコ会関係の史料を使って新しいアプローチを試みている。それによると、一六二四年にドミニコ会のルエダ神父がルソンのマニラを発ち琉球へ向ったが、その時神父を乗せた船はアルバロ・ムニョスの船とみられるという。『年来記』にいう南蛮船がもしこのアルバロ・ムニョス船だとすると、その来航年は一六二四年であり、その時本宮良と接することになる人物はルエダ神父ということになる。青山によれば、一六二五年一〇月二三日付のある書簡（日本滞在中のドミンゴ・デ・エルキシア神父からルソンの管区長あて）にルエダ神父が琉

球にいることを「日本官憲」がつかんでいたことを示す証跡があり、また、一六二九年に琉球に寄ったトマス・デ・サン・ハシント西六左衛門神父が一六三〇年一月三日付の書簡で、琉球についたルエダ神父は一人の頭（un hombre principal）と親交をむすびその家に二〇日以上滞在した、と記しているとのことである。「一人の頭」を青山は石垣永将（本宮良）とみなしているわけだが、いずれにしても以上の記事は注目に値する。来航年を一六二四年とすると『栢姓家譜』の示す年に符合することになる。それに今一つ、『薩藩旧記雑録』（以下『雑録』と略称）後編巻77に寛永二年（一六二五）一〇月一日付の三司官あての薩摩の覚があり、その中で「八重間へ参たる南蛮人今度琉球へ差下候事」と下知されている。ドミニコ会史料にいうルエダ神父渡琉の一六二四年の翌年にあたり、また、一六二五年時点で「日本官憲」がルエダ神父の滞琉をつかんでいたということにも符合しており、ここでいう南蛮人はルエダ神父を指す可能性が強い。この想定が正しければ、『年来記』にいう「先年」は一六二四年であり、南蛮船とはスペイン船で、本宮良が接触した南蛮人とはルエダ神父らであったと理解できるように思う。『栢姓家譜』の示す一六二四年は、南蛮船漂着の年とみられる。

寛永二年覚に「八重間へ参たる」と表現されていることから推察すると、南蛮船はまったくの偶然の漂着ではなく目的意識を持った来航ではないかと思われるのであるが、このことはルエダ神父が日本再入国と布教の目的のため禁制の手薄な琉球をまず選んだ、とする青山の解説に符合するかもしれない。また、八重山に居る南蛮人を琉球まで差し送るようにとの寛永二年覚の趣旨からすると、その

Hosei University Repository

宰領のための使者が用意されたと思われ、あるいは小禄親雲上がその任にあたったのかもしれない。そうだとすれば、小禄親雲上の八重山派遣は『栢姓家譜』にいう一六二四年ではなく、一六二五年かその後年のいずれかの年でなければならない。(9)

南蛮船（スペイン船）の来航を一六二四年とする考え方に立つと、キリシタン事件の顚末はどうなるのであろうか。青山の紹介する前記ハシント西六左衛門神父の書簡によれば、①ルエダ神父は「仏僧の寺院」（桃林寺――青山）に行き仏僧と宗教について論争し、②論争に破れた仏僧は友人を代理として琉球王のもとに派遣し、③琉球王はルエダ神父を粟国島（Auagunj）に流刑とした、④粟国に流刑となった神父は島で迷信を除くべく人々のおそれる聖森に入るなどの所業をおこなったため島民は王に神父を告発し、⑤神父は配流地を変えるといわれ船に乗せられ殺された――となっている。この記事を傍証すべき史料はないが、ただ注意すべきなのは、神父の受難のみに関心が限定されたためか、ハシント西神父の書簡には本宮良とその一族の処刑のことがまったく登場しないという点である。また、同書簡には粟国への流刑とその後の殺害の年代が語られていない。仏僧の代理人となって王のもとに送わされた人物が『栢姓家譜』にいう石垣親雲上であると仮定することも可能だが、いずれにしても確な事情はこれだけの史料からはつかめない。

『年来記』の記述に即して考えると、本宮良の罪状は南蛮人と接触し「稽古物」をいたしたことで、寛永一一年覚によれば「南蛮宗ニ成候故」ということであった。いうなればキリシタン嫌疑をかけら

れたためである。その結果、上国して王府の審判をうけることになり流罪に処せられたらしいことは前に述べた通りである。やがて薩摩の寛永一一年覚で火刑となったと思われるのだが、問題は、家財没収・一族処刑がどの時点におこなわれたかである。『雑録』後編巻94に寛永一五年（一六三八）四月一五日付の金武按司・三司官あての薩摩の覚があり、その中に、

一今度貴理師旦宗御法度ニ付御改之儀被仰下候琉球国中之儀 稠（まだらく） 改申付候貴理師旦宗一人御座候其外右之宗体之者一人も無御座候事

右八重山島本ミやらの与人きりしたん致落着候哉如御法度早々火あふりニ可被仰付候唐人ミたい事南蛮人へ出入仕候曲事（くせごと）之儀候間可被加成敗候仰も其首尾追而可被申上遂事付自今以後きりしたん宗弥稠可被致禁制之事

という注目すべき条文が入っている。(10) 幕府の示達によるキリシタン禁制で宗門改を琉球でもおこなった結果、一人の例外を除いてキリシタン宗徒は琉球には一人もいなかったというのだが、その例外中の人物とされた「八重山島本ミやらの与人」とは一体だれなのであろうか。彼はキリシタン信徒と判明したので早々火刑に処すようにとあるわけだから、彼をもし本宮良（石垣永将）と解すると、本宮良は寛永一一年覚の火刑指示によってもまだ刑が執行されておらず、同一五年に再び火刑命令が出たことになる。唐人に対すると同じように南蛮人と接触するとは曲事このうえないので成敗を加えるというわけで、「本ミやらの与人」の所業を薩摩はきびしく指弾している。薩摩の命令どおり「本ミや

Hosei University Repository

らの与人」に対する処置をおこなったかどうか、その首尾について報告せよ、また、今後キリシタン宗に対するきびしい禁制をしくように――というわけである。

「本ミやらの与人」を本宮良とすると、先述したように①寛永一一年の火刑命令とのズレが不可解であるという難点があり、また、②「与人」という役名が本宮良にそぐわない。そこで、この「本ミやらの与人」は本宮良本人ではなく、『年来記』に本宮良と同罪とみなされ死罪に処せられたと述べられている弟の宮良与人だと理解すべきであろう。そのように納得すれば、①②の不都合が解消し、寛永一一年覚で兄本宮良が火刑、同一五年覚で弟の宮良与人が火刑にそれぞれ処せられたということになり矛盾がなくなる。『年来記』に死罪に処せられたと書かれているのは本宮良と弟の宮良与人のみである。本宮良の家財が没収され、子孫が一人残ず波照間・与那国・宮古に流され、その弟石垣親雲上（童名マセ）が渡名喜島へ流刑となったのは、おそらく、本宮良が上国して審問をうけた結果流罪に処せられることになった時点におこなわれたとみられ、『年来記』崇禎六年（一六三三）の条に「御蔵元屋敷之儀前代者大川村中道之南ニ有之候然処本宮良家屋敷支配ニ而右屋敷江引直今之屋敷是也」とあることからすると、少なくとも一六三三年にはすでに家財は没収されていたのである。王府の処置は本宮良の流刑と家財没収、それに一族の流刑に限定されたものであったと考えられる。

なお、『年来記』のキリシタン事件記事が崇禎三年（一六三〇）の条に記載された事由は不明だが、おそらく、その指示年は南蛮船漂着（一六二四年）から宮良与人火刑（一六三八年）までにおよぶ八重

山キリシタン事件そのものの紆余曲折に規定された蓋然性のある年として理解すべきではなかろうか。

三　宗門改と八重山キリシタン事件

『球陽』附巻一、尚豊王一六年（一六三六）の条に「薩州より始めて、本国人民の宗名を査べ、鬼利死丹宗門改と曰ふ」[11]とあり、琉球におけるキリシタン宗門改の開始を伝えている。この記事は『雑録』後編巻89の寛永一三年（一六三六）正月二〇日付の金武按司・三司官あての薩摩の条書中にある、

一日本国中南蛮宗御法度不大形連々諸国従其国主稠（きびしく）被相改候へ共色々かくれ忍候而何（いずれ）連の国にても被改候時者他之国へ行違なと仕候ニ付去年霜月朔日より極月迄日本国同時ニ被改候国々殊之外難左気遣共にて候間被得其意其元へ若彼宗旨之者於有之者日本国御改之趣野村大学助へ被相尋如其可有沙汰事

一従薩摩其元へ参候船之船頭水主ニ紛他国之者可参候間左様成者能々被相改被留置候間此方可有注進候日本国稠御改候条如右之相紛彼宗之者共可参事

に照応しており、寛永一三年をもって琉球へのきびしい宗門改が下達されたことがわかる。この上意をうけた琉球側では同年五月六日付の野村大学助あての返書（『雑録』後編巻89）の中で、

一日本国中南蛮宗御法度不大形御座候之由奉得其意候爰許茂野村大学助殿へ得御意稠相改可申候事

Hosei University Repository

一爰許へ罷下候船頭水主ニ相まきれ他国之者彼宗之者共罷下候者随分相改留置可奉御注進之事

と述べ宗門改の厳守を約束している。この意をうけて崇禎九年（寛永一三、一六三六）に三司官浦添親方らが「御手札改并為御仕置」八重山へ派遣されており（『御使者在番記』[12]。『年来記』にも「手札始り并為御仕置」浦添らが来島したことが出ている）、宗門改が下達後いっせいに琉球内でおこなわれた状況を推察させている。先に引用した寛永一五年覚に「今度貴理師旦宗御法度ニ付御改之儀被仰下候琉球国中之儀稠改申付候」とあるのは、同一三年の宗門改の厳命とそれをうけた改を指しているのであり、その結果が、先に触れたように一人の例外（「本ミやらの与人」）を除いてキリシタン「宗体一人も無御座候」ということであった。「本ミやらの与人」をキリシタンとして摘発したのは浦添親方らであったと推定される。なお、同一五年覚の別条に「琉球国中人数壱人モ不隠置相改目録差上申候事、右琉球国中人数改目録并人数壱人モ不隠置由改衆之起請文慥受取置候向後行衛不知モノ参候者稠召籠遂糺明此方へ可被申上事」とあって、宗門改帳作成が完了したことを伝えており、同年五月一九日付の三司官からの書面（『雑録』後編巻94）にはその改帳を薩摩に届ける旨記載されている。「本ミやらの与人」火刑命令の発せられた年に、琉球の宗門改がひととおり終了したことは注目すべきであろう。

ところで、寛永一五年覚に「唐人ミたい事南蛮人へ出入仕候曲事之儀候」とあるのは注意を要する。薩摩領内における唐船貿易は寛永一一年（一六三四）以前までは幕府によって黙認されており、たとえば元和二年（一六一六）八月八日の幕府から薩摩への触状（『雑録』後編巻72）の中でも「唐船之儀者

何方へ着候とも船主次第商売可仕之旨被仰出候」と許可されていた。ただ、同触状に「伴天連門徒之儀堅御停止之旨……其意下々百姓已下ニ至迄彼宗門無之様ニ可被入御念候将又黒船いきりす舟之儀者右之宗体ニ候間至御領分ニ着岸候共長崎平戸へ被遣於御領内売買不仕様」とあるように、薩摩領内での商売は唐船のみに限られていたのであり、その他のオランダ・イギリス船などとの交易はキリシタン禁制の名目で禁ぜられていた。この唐船貿易も寛永一一年にいたって幕府の禁ずるところとなったわけであるが、支配下の琉球においてはなおしばらく寄港唐船の取り扱いは厳重をきわめてはいなかったようで、寛永一五年九月に宮古に漂着した南京船に対する処遇は比較的おだやかであった。[13] しかしながら唐船外については別であって、すでに寛永一三年の宗門改の下達でも明らかなようにキリシタンとかかわりのある唐船以外の異国船の来航は禁ぜられていたわけであるから、寛永一五年覚で「唐人ミたい事南蛮人へ出入仕候」がまさに「曲事」として問題になり、キリシタン宗を奉じたことと合わせて「本ミやらの与人」の罪科におよんだ事情がうなずけるのである。寛永五年（一六二八）九月一〇日付の三司官あて喜入摂津守の覚（『雑録』後編巻79）ですでに「南蛮船いきりすおらんた船曽而許容有間敷事」と示達されており、同一〇年一〇月一二日付の覚（『雑録』後編巻95）でも「天下鬼利志丹就御禁制かれうた船着岸可為御停止」と厳命されていたのである。したがって、その直前の、一六二四年の布教目的をもったルエダ神父らの来航はすでに琉球においても排除の対象になっていたと理解してよく、『年来記』のいうように本宮良の所業は「御法様相背」くものであったと考えられる。た

Hosei University Repository

だ、その当時まで来着唐船についての扱いはまだゆるやかであったとはいえ、「本ミやらの与人」が「唐人ミたい事南蛮人へ出入」したこと、つまり南蛮人と接したそのことは問題になりえたのである。薩摩は王府によってすでに処置された事件を寛永一五年に再度問題にし、キリシタンとして認定された「本ミやらの与人」が唐人に対すると同じように南蛮人と接触した過去の〝古傷〟をあらためて槍玉にあげたことになるわけである。

キリシタン統制とからめた南蛮船来着を規制する政策下ではじめて八重山キリシタン事件は惹起するわけだが、今一つ同事件の背景として注意しなければならないのは、薩摩の琉球に対する交易および往来統制の問題であろう。一六〇九年（慶長一四）の島津侵入事件後に、薩摩が琉球に対して交易・往来上の厳重な統制をしいたことはよく知られている。慶長一六年（一六一一）九月一九日付で琉球側へ示達された掟（『雑録』後編巻66、『伊波文書・旧琉球藩評定所書類』[14]）の中で「薩摩御下知之外唐江渉物可被停止之事」「従薩州御判形無之商人不可有許容事」「琉球人買取日本江渡間敷之事」「従琉球他国江商船一切不遣間敷之事」と規程されたように、①対中国貿易（進貢貿易）を掌握し、②対琉球貿易を統制下におき、③琉球人の対日本貿易と④対外貿易（中国を除く）を禁じたのであった。慶長一八年（一六一三）六月一日付の琉球側への御掟之条々（『雑録』後編巻68）においても「従他領其島江渡海之船雖有之爰元之御判形無之船者如前々御法度被仰付……」「不依自他国之船於流来者致馳走早々出船候様可被仰付候若違乱之者於有之者証跡を取此方へ被為指上候者其主人江相届可致其沙汰之事」と厳

達されており、同年九月一五日付の覚（同右）でも「如旧規判形無之商船着岸之時者被相改少も自由ニ無之様番衆被付置此方へ可有注進事」と示達されており、琉球に対する交易統制が厳重をきわめたことがわかる。元和四年（一六一八）八月三一日付の覚（『雑録』後編巻73）にも「他国之人爰許之手形於不持来者弥許容有間敷候稠可被相改事」との条項があり、琉球渡航の認可権は完全に薩摩側の掌中にあった。ただ、慶長一八年九月一五日覚に「従長崎辺自然公方様御存知之商船唐南蛮より帰帆之刻依逆風其地へ於流着者可成程早々日本のことく可被送候若又船なとうち破候者荷物不取散様ニ入念尤候事」とあるように、朱印船などの寄航・漂着に限っては別扱いであったが、これも寛永一一年（一六三四）の幕府による海外渡航の全面禁止により配慮の要はなくなった。

したがって、以上の点からいえば、侵入事件以後一貫した交易および往来統制が琉球に対して課されたことになり、薩摩の統制下におかれていた薩琉間の流通と進貢貿易を除けば、琉球は文字通り〝鎖国〟状態＝孤立状態におかれていたのである。この〝鎖国〟状態にさらに拍車をかける形でキリシタン統制が琉球に対して押しつけられたのであり、この過程で八重山キリシタン事件が惹起したことに着目する必要がある。

慶長一八年（一六一三）にバテレン追放の全国禁令を発した幕府は、元和二年（一六一六）には唐船を除く異国船の交易地を平戸と長崎に限定しキリシタン禁令を強化した。元和八年には長崎で五五名のキリシタンを処刑し（元和の大殉教）、改宗を拒否した信徒をつぎつぎと処刑した。寛永元年（一六

Hosei University Repository

二四）にはスペインとの交易を全面的に拒否し、同一〇年には奉書船以外の海外渡航を禁じ（第一次鎖国令）、さらに同一二年には外国船の交易地を長崎のみに限定し日本人の海外渡航および海外よりの帰国を全面的に禁止した（第三次鎖国令）。寛永一四年（一六三七）の島原の乱を契機にキリシタン弾圧は一段と苛酷になり、同一六年にはポルトガル船の来航を禁じ（第五次鎖国令）鎖国制を確定するにいたった。[16]

日本における苛酷なキリシタン弾圧をのがれて琉球へ逃走するキリシタン信徒もかなりいたようで、寛永元年（一六二四）八月二〇日付の薩摩から琉球側に対する覚（『雑録』後編巻77）に「他国人其地へ参儀可為停止事」とあり、また、先に紹介した同一三年正月二〇日付条書中にも「従薩摩其元へ参候船之船頭水主ニ紛他国之者可参候間左様成者能々被相改被留置候間此方可有注進候日本国稠御改候条如右之相紛彼宗（キリシタンのこと――引用者）之者共可参事」とあって、逃走キリシタンに対する取り締りかたを命じてきている。さらにまた、同一一年三月一七日付の覚（『雑録』後編巻87）にも「他国之者此地之船頭水手ニ紛候而其地へ相下之由候節々被相改他国人可乗来船頭之者罪科可被仰付事、附横目を被付置可被為入念事」とあり、同年一〇月一九日付の覚（同右）にも「他国人琉球へ下候儀堅令停止候間其地にても無許容早々此方へ可被中上事、附致同心候者相記可被中出事、附琉球にて宿かし候ものも可為曲事候事」とあって、これらの示達からすると、逃走キリシタンの取り締りが琉球におけるキリシタン統制にいっそう拍車をかけた状況が推察できる。逆にいうと、こうした逃走キリシタンの流入が薩摩に琉球内の本格的なキリシタン統制と宗門改の実施をうながしたとみられ、そのことは、寛永一三年正月二〇日付条書中にキリシタン統制上の宗門改実施条項と逃走キリシタンに対する取締り条項を同時にかかげたことによって推察できる。

八重山キリシタン事件は、たしかにキリシタン統制上の問題として惹起したのであるが、それはまた一面において、侵入事件以来の交易・往来統制の観点からも理解できるのであり、南蛮人との接触によってキリシタン嫌疑をかけられたこともさることながら、南蛮人とのみだりな接触そのものが薩摩の交易・往来統制の趣旨に抵触するものだったと考えられるのである。

四　海防監視体制の確立

一六二四年にルエダ神父の乗ったスペイン船が八重山に来航した時、①まず来航そのものが違法であり、②布教目的をもったキリスト教神父の上陸も国法に背くものであったわけで、それ故にその翌年薩摩が「八重間へ参たる南蛮人今度琉球へ差下候事」と命じてきたわけである。『年来記』によれば、本宮良は南蛮人に牛数十頭を「進物」いたし、彼（ら）を自家に召し置いて「稽古物」をいたしたという（宵山玄によればルエダ神父はローマ字で書いた日本文の著作もあるという）。「稽古物」とは具体的に何を指すのかわからない。キリスト教の教えをうけたということなのか、それとも、珍しい西欧の学

Hosei University Repository

芸・機器類などに触れたことをいうのか、判然としない。だが、宗門改はまだ実施されていないとはいえ、③本宮良がキリシタンと親しく接したことは国禁を犯したことになる。④あるいは、崇禎元年（一六二八）四月一二日付で王府から八重山の検者・頭にあてられた掟中に「八重山間切之内ニ他国舟なかれつき候ハ、うりかいいたすましき事、但水薪用意候ハ、渡候而即出舟申付候事」（『年来記』）とあることからすると、本宮良が南蛮人に「進物」したり彼（ら）を厚遇したりしたこともまた違反事項にあげられたのかもしれない。南蛮人（ルエダ神父）に対する処遇は、青山玄の紹介するドミニコ会史料が正しいとすれば、菜国島へ流刑後に殺害されたわけであるが、本宮良のほうは御法様に相背いたかどで上国を命ぜられ（それ以前に密通問題で上国し王府の審判をうけている）糺明をうけた後有罪となり流刑に処せられたとみられる。流刑地はわからないが、東恩納寛惇は「渡名喜島に配流」[16]されたとしている（根拠は示されていない）。

流罪となった本宮良を、寛永一一年（一六三四）になって何故に「早々火あぶりに可被仰付」と薩摩は命じてきたのか。その理由は、おそらく、琉球に対するキリシタン統制を強化していくうえで政治的効果のある〝犠牲〟が必要だったからではないだろうか。寛永元年（一六二四）八月二〇日付の定（『雑録』後編巻77）で「科人死罪流罪之儀此方ニ不及御伺御分別次第たるへき事」と、琉球側の罪刑処置権を認めながら、同一一年になって本宮良の刑を流刑から火刑へと転換させることをあえて命じてきた薩摩の意図は、琉球においてキリシタン統制を強化していくための〝見せしめ〟をねらったものにほかならなかったと考える。それは、薩摩の、幕府のキリシタン統制の厳命を領分としての琉球において早急に実現するという政治的課題にとって十分な政治的効果をもつものだったとみられる。先述したように、その二年後の寛永一三年には宗門改の厳命が琉球に対してはじめて下されるのである。そして宗門改の執行と改帳の作成が推し進められ、八重山にも浦添親方（三司官）らが宗門改のためにとくに派遣されたのであり、寛永一五年全琉球改の結果「本ミやらの与人」一人を除いて琉球住民に宗旨の異常はなかったとされた。「本ミやらの与人」＝宮良与人のほうもまた火刑に処せられることになったわけだが、この火刑処置も政治的策謀の感が強い。罪状は①キリシタンであること、②唐人に対すると同じように南蛮人と接したことの二点であるが、この名目で古い事件があらためてとりあげられた理由は宗門改の実績を強調しようとする政治的策謀以外には考えられない。本宮良や宮良与人が真のキリスト者であったかどうかはわからないが、少なくとも歴史的には琉球宗門改のための〝生贄の羊〟にされた人物たちだと思われるのである。

それに、二人をあえて火刑にした政治的要請はキリシタン統制・宗門改以外に、当時頻発しておこった南蛮船などの漂着・来航に対処する政治的姿勢を琉球内において明確にするうえからも必要だったと思われる。一六二四年以後に南蛮船などがつぎつぎと出没しており、両先島に限定しても、「本ミやらの与人」の火刑を命じてきた年の翌年（一六三九年）には宮古に唐船が、波照間には南蛮船がそれぞれ漂着しており、探見のため名護親方らが王府より派遣されている（『年来記』『御使者在番記』）。翌

Hosei University Repository

一六四〇年には西表に南蛮船が来着し小禄親雲上（キリシタン事件処断のため派遣されたと『栢姓家譜』にいう人物と同一人物）らが派遣され、翌一六四一年にはさらに薩摩側から渋谷四良左衛門・喜入吉兵衛門ら六、七〇人、王府側からは読谷山按司・宜野湾親方（三司官）ら一行が派遣されたが、小禄ら先発隊の現地到着三、四日前に南蛮船はすでに出船した後で、後続隊も宮古に汐懸中にその旨小禄から報告をうけたのであるが、「船着場并近辺為御跡見」、また、「鬼利死旦を査」するため現地へわざわざおもむいている（『年来記』『御使者在番記』『球陽』付巻一尚賢元年および『栢姓家譜』）。その後、一六五一年西表に唐船が、一六五五年古見に唐船が、一六六〇年八重山にオランダ船が漂着している（『年来記』『御使者在番記』）。これら南蛮船・唐船の来航・漂着に対して薩摩は寛永一五年（一六三八）三月八日付の摂政三司官あての覚（『雑録』後編巻94）で「八重山宮古島等へ南蛮人来着候者可被取籠事」と示達し、この上意をうけた琉球側も同年六月八日の文書で南蛮人来着監視のため番衆を両先島へ派遣した旨報告しており（同右）、また、寛永二〇年（一六四三）二月二四日付の条々（『梧陰文庫』）でも薩摩は来着南蛮人に対する取扱いを指示してきている。そして、寛永二一年（正保元、一六四四）一〇月一日付の琉球在番あて覚（『梧陰文庫』）では、西表の祖納村に仮屋を仕立て番衆を常駐させること、また同地の適当な場所に石火矢台を構築することを命じており、つづけて「唐船ニ南蛮人見得候ハ、何とそ才覚ヲ以ハシ舟を被取候ハ第一之手柄ニ可罷成候左候ハ、本船出船不罷成其船自然ニ被為取ハ天下へも相聞得御奉公ニ可罷成候軽々と出合鉄砲なと被討懸儀曲事ニ可罷成之間」と注意している。その

他、たびたび指示が下されているが、明暦三年（一六五七）九月一一日付の三司官あて掟（『梧陰文庫』）ではより整理され明確になった南蛮船・唐船取締令が下されている。

掟

一南蛮船於来着者以計策船道具并兵具等取置南蛮人茂不残此地へ可被差渡事

一右之船着岸候テ島江取懸候者成程致防戦可討果生捕之者ハ諸道具同前ニ此方へ可被差上候ニ付不限南蛮人異国人来着候ハ、早々此方へ可被差上事

一異国船致破損候ハ、荷物入念不散様申付乗来者同前ニ此地へ可被差渡事

（中略）

一往還之唐船破損候ハ、乗船ヲ出荷物等茂不隠様入念相改唐人ヨリ無出入通之書物取置荷物同前鹿児島へ可被差上事

一唐船少々致破損拵候ハ、材木入具等地下ヨリ相達相応ニ代物可取候尤柱楢之類茂可被売渡事

一唐船着岸之時分キリシタン宗之道具入念船中可相改事

（下略）

南蛮船・異国船の来着に対しては厳罰をもって臨み、唐船に対しては慎重な点検を求めたこれらの条項は、いうなれば、一六〇九年の島津侵入事件以来の交易・往来統制とそれにオーバーラップする寛永以後の厳重なキリシタン統制が海防監視体制として完成したことを教えている。本宮良の火刑

Hosei University Repository

（一六三四年）および「本ミやらの与人」＝宮良与人の火刑（一六三八年）命令は、こうした体制づくりの政治的布石として効果的に利用された一面をもっていたといえる。

むすび

以上に述べたことを若干の補足を加えつつ整理すると、まず、八重山キリシタン事件と呼ばれるものは、一六二四年の南蛮船の来着から一六三八年の「本ミやらの与人」＝宮良与人の火刑命令をもって終了する事件だとみられること。その際、

㋑『年来記』にいう「南蛮船」はルエダ神父の乗ったスペイン船だとみられること。

㋺その来着年は一六二四年であり、したがって『年来記』にいう「先年」は一六二四年、『栢姓家譜』記事の指示年はこの南蛮船の来着年、すなわち事件の発端となった年を示すとみられること。

㋩来着した南蛮人に対し本宮良は牛数十頭を進物したり彼（ら）を自家に召し置いて「稽古物」をいたしたが、これは国法を犯す所業であり、よってキリシタンの嫌疑がかけられた。

㋥本宮良は上国して王府の審判をうけ、その結果本宮良は流罪および家財没収となり兄弟・一族はそれぞれ流刑に処せられたとみられること。

㋭いっぽう、ルエダ神父も粟国島に流刑となったが、やがて殺害されたとみられること。

までが事件の第一段階に相当する。『栢姓家譜』にいう石垣親雲上の告訴および小禄親雲上の派遣について断定しうる史料はないが、あるいは、一六二四年に南蛮船が来着し本宮良の所業が王府で問題になった契機は石垣親雲上の訴えによるものかもしれないし、また、本宮良が取調べのため上国した際の宰領人が小禄親雲上だったと考えられないこともない。流罪となった兄弟・一族の配流地は波照間・与那国・宮古・渡名喜であるが、本宮良と宮良与人の遠島先は不明である。『年来記』が何故に事件を崇禎三年（一六三〇）条に掲載したか、その根拠も同様に不明であるが、おそらく紆余曲折を経た事件の性質に規定された蓋然性ある年だと思われる。王府は、寛永元年（一六二四）定で薩摩が指示してきたように、「科人死罪流罪之儀」について薩摩側に「不及御伺」、独自の「分別次第」で事件を処置したわけで、事件はこれにより落着したかにみえた。ところが薩摩は、王府に与えた罪刑処置権を無視する形で、

㋩寛永一一年（一六三四）に本宮良の刑を流罪から火刑に変えることを指示し、早々と処刑するように命じてきた。

㋬つづいて寛永一五年（一六三八）には「本ミやらの与人」＝宮良与人の火刑を命じてきた。

これが事件の第二段階ともいうべきもので、薩摩が直接に介入した点が重要である。処刑が実際は何年に執行されたかはわからないが、おそらく命令の下された年あたりに火刑に処せられたのであろう。

事件が第一段階から第二段階へと転換した理由は、大づかみにいえば幕藩体制確立期における鎖国

Hosei University Repository

制の展開に規定されているわけであるが、直接的には薩摩の対琉球策、なかんずくキリシタン統制や南蛮船来着排除の強化策にあり、その政治目的の貫徹をねらった〝見せしめ〟として事件の第二段階が発生したと考えられる。第二段階の時期を契機に琉球の鎖国体制も確立し海防監視体制は一段と強化されることになったわけである。そしてまた、事件の第二段階の時期、すなわち崇禎五年（一六三二）よりはじめて八重山に常駐の在番制がしかれ（『年来記』『御使者在番記』）、王府支配が強化された点も八重山キリシタン事件の歴史的意義を考えるうえでは看過できない事実であろう。(17)

《付記》八重山キリシタン事件前後期の薩琉関係とその歴史的意義については梅木哲人「近世における薩藩琉球支配の形成」（『史潮』一一二号、一九七三）および紙屋敦之「琉球支配と幕藩制」（歴史学研究会編『世界史の新局面と歴史像の再検討』所収、一九七六、青木書店）の労作があるので参照のこと。薩摩におけるキリシタン統制の状況については茂野幽考『薩藩切支丹史料集成』（一九六六、南日本出版文化協会）が参考になる。

注

（1）『月刊沖縄』一九六三年四月号、のち喜舎場『八重山民俗誌』下巻所収、一九七七、沖縄タイムス社。

（2）『アカデミア』第二五集。

（3）鉢嶺清氏蔵、正統原本によった。なお『那覇市史』資料篇第一巻五（一九七六）一二三ページに口語訳がある。

（4）真境名安興は『沖縄一千年史』（一九二三）に「耶蘇教の沖縄に入り来りしは元和八年……尚豊王のとき南蛮船の八重山に渡航し布教せしを以て始めとす」（五版、一九七四、琉球新報社、二八〇ページ）と書き、これを踏襲した喜舎

場永珣『八重山歴史』（一九五四、八重山歴史編集委員会）も「支那の天啓二年……琉球では尚豊王の世代に南蛮船が、八重山の宮崎の沖に寄港した」（一八九ページ）と書いているが、これは『栢姓家譜』にいう天啓四年の単純な誤読であろう。喜舎場「八重山史上の切支丹禁制」中の「天和八年……八重山宮崎の沖に南蛮船……が薪水や食糧を求めて寄港した」（『八重山民俗誌』下巻、三六〇ページ）も同様で、私自身も吉田光邦編『江戸時代図誌』第二四巻（一九七七、筑摩書房）に「近世琉球年表」を作成し、その中で八重山キリシタン事件を「一六二二年」とする誤りをおかした。『栢姓家譜』は天啓四年（一六二四）と指示しているのであって、天啓二＝元和八年（一六二二）ではない。

（5）『八重山島年来記』は私の知るところでは現在四点の写本が残っている。「沖縄県八重山島役所在勤中明治廿五年九月借本日記於大目差玻名城孫富氏使蔵元屈花城長勝氏謄写焉　山形県　遠藤利三郎」と奥書きされ、扉に「一九四六年八月　八重山島年来記　喜舎場」と記されているものがその一つで、これを仮に遠藤本と称しておこう。遠藤本は大明洪武元年から康熙二四年までの記事しかなく、沖縄史料編集所の写真複製本ではこれに『八重山島年来記上巻』と題している。おそらく遠藤本は康熙二五年以後の記事を含むもう一冊とあわせて計二冊から成っていたと思われる。沖縄史料編集所の写真複製本で『八重山島年来記　下巻』と題されているものは遠藤本とは別の写本で、「一九五三年昭和二十八年喜舎場永珣が玻座真里樹氏秘蔵の記録を筆写したもの」と凡例に注記されていることからも明らかなように喜舎場永珣翁の手になる写本である（喜舎場本）。喜舎場本は万暦七年（「同六年以前ノ記録は破損」とある）から乾隆三六年までの分である。今一つは昭和五年七月、当時石垣尋常高等小学校の校長だった（後石垣町長）大浜孫伴の手になるもので謄写版である。洪武元年から康熙二四年までの記事が写しとられているが、原史料の所在先は不明。「シミの害を受け欠字だらけて」(6)あった、と大浜は注記しており、表題は『八重山島年来記』（沖縄史料編集所に写真複製本あり）となっている（大浜本）。以上の遠藤本・喜舎場本・大浜本のすべてが故喜舎場永珣翁の所蔵（いわゆる喜舎場文書中の蔵書）にかかるものである（『古文書等緊急調査報告書』、沖縄県教育委員会、一九七六、参照）。そのほかに、最近石垣市立八重山博物館の史料収集によって発掘された新しい写本があり、「八重山郡間切役場」の銘の入ったケイ紙に洪武二九年から嘉慶一五年までの記事が写しとられており、表紙に「八重山島旧記

Hosei University Repository

我那覇孫規」とある。これを我那覇本としよう。本稿では遠藤本を中心に残り三つの写本と校合して用いた。なお、真境名『沖縄一千年史』中に「八重山在番の文書」とあるのは『八重山島年来記』のことである。

(6) 宮山玄は「史実としての石垣永将とその殉教」の中で、「永将の女性関係等についての陳腐で悪意に満ちた話」を伝承として採取した旨を記し、これを根拠のない中傷と片づけているが、この見解は『年来記』を見ていないことからくる速断である。

(7) 沖縄史料編集所蔵の写真複製本による。以下『薩藩旧記雑録』の利用については同じ。

(8) 東恩納寛惇は早くも「琉球に於ける切支丹宗門の禁制」(『琉球新報』明治四〇年八月二三・二四・二五日)の中でこの史料を紹介しているが(『沖縄県史』第一九巻、三四〇ページ)、布達の年代を寛永七年(一六三〇)としている。同『南島風土記』(一九五〇、沖縄文化協会・沖縄財団、四三七ページ)でも「内務省文書」によったとしてやはり寛永七年としているが、誤まりであろう。

(9) 『梧姓家譜』にいうキリシタン事件のための小禄親雲上派遣について、八重山側の『御使者在番記』および宮古側の『宮古島在番記』に該当記事は出ていない。『年来記』では一六三一年派遣が小禄の初見。

(10) この覚は沖縄史料編集所蔵の写真複製本『梧陰文庫』(国学院大学所蔵)にも入っている。内務省が筆写させた琉球関係史料の綴りである。

(11) 球陽研究会編『球陽』読み下し編(一九七四、角川書店)六九三ページ。

(12) 喜舎場文書中の一つ、沖縄史料編集所蔵写真複製本による。

(13) 『雑録』後編巻96、『鹿児島県史』第二巻(一九四〇)六三九〜六四七ページ。

(14) 沖縄史料編集所蔵写真複製本。いわゆる掟一五条の写しはこの文書中のものが『雑録』中の写しよりはすぐれている。

(15) 海老沢有道『日本キリシタン史』(一九六六、塙書房)、岩生成一「鎖国」(旧版『岩波講座日本歴史』10、一九六三)、高瀬弘一郎「キリシタンと統一権力」(『岩波講座日本歴史』9、一九七五)、中村質「島原の乱と鎖国」(同上)、朝尾直弘『鎖国』(『日本の歴史』17、一九七五、小学館)参照。

(16) 『南島風土記』四三七ページ。

(17) 宮古は崇禎二年(一六二九)から在番制がしかれている(『宮古島在番記』)。なお、八重山の常駐在番制は一六三二年の豊見城儀保親雲上からであるが、常駐の大和在番は一六四一年の竹内伝前からである(一六四八年頃廃止)。王府の一年交代・三人制(内二人は在番筆者)の在番制がスタートするのは一六三八年、二年交代制は一六四九年からである(『年来記』『御使者在番記』)。

《追記》本稿脱稿後、佐喜真興英のノート『琉球研究』(写真複製本、沖縄史料編集所蔵、五二五ページ)に、石垣永将とみられる人物が渡名喜島に流刑となっていたらしいこと、崇禎八年(一六三五)に同島で新垣筑之親雲上・池原筑之親雲上の両名が死刑を執行したとの史料の抜粋のあることがわかったが、出典は明らかでない。また、本文で触れた浦添親方は、一六三八年に宮古・八重山の法制とキリシタン宗を査べ稟明の事のため薩州に到っている(『中山世譜』附巻一)。宮良与人の火刑命令の出た年である。なお、奥野彦太郎『沖縄の人事法制史と現行人事法改正管見』(一九三一、覆刻一九七七)の一五四〜一五七ページに言及されている八重山キリシタン事件の問題については後日コメントしたい。